別紙

会和6年6月17日 第144回初中分科会 資料1 - 3

3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による「対応策の例」

学校・教師が担う業務に係る3分類

○ 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申 (※) で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

| 基本的には学校以外が担うべき業務 | 学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務 | 教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務 |
|--|--|--|
| ①登下校に関する対応 | ⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) | ⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) |
| ②放課後から夜間などにおける見回 り、児童生徒が補導された時の対応 | ⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) | ⑩授業準備 (補助的業務へのサポート スタッフの参画等) |
| ③学校徴収金の徴収・管理 | ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) | ①学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) |
| ④地域ボランティアとの連絡調整 | ⑧部活動 (部活動指導員等) | 12学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) |
| ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体 や教育委員会、保護者、地域学校協働活 動推進員や地域ボランティア等が担うべき。 | ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。 多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。 | 13 進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) |
| | | (4) 支援が必要な児童生徒・家庭へ の対応(専門スタッフとの連携・協力等) |

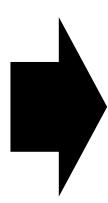
※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(第213号)(平成31年1月25日)

○ この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。

(1)登下校に関する対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況は年々微増しており、約45%の教員も「削減すべきで削減可能」と回答していることから、朝夕に教師の裁量ある時間を確保するためにも、引き続き「学校以外が担うべき業務」として、地方公共団体や保護者、地域住民などとの連携・協働を進めるべきではないか。
- ●一方、「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由が、地域や保護者の理解が必要となるためであることを踏まえ、これまで以上に、国・教育委員会・学校それぞれが、地域や家庭の理解を得るための明確なメッセージを出していくことが必要ではないか。
- ●また、学校によっては、定められた登校時間よりも著しく早く (例:1時間等)、児童生徒が登校してくる例も見られることか ら、各校の状況に応じ、保護者や地域住民の理解を得つつ、例え ば開門は登校時間の直前とするなど、朝の時間帯の学校の業務 負担の軽減を図る取組も必要ではないか。



考えられる対応策の例(案)

(国)

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信(参考:令和5年8月29日 に文部科学大臣メッセージを発出)
- ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

【都道府県教育委員会】

○ 必要に応じて、服務監督教育委員会等に対して支援

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

○ 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議において 自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として例示することも視野に 入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信

【学校】

- 国及び服務監督教育委員会のメッセージを踏まえ、地域や保護者と対話 し、理解増進を図るとともに、協力について協議
- 学校運営協議会等での協議等を踏まえた、地域学校協働活動の一環としての登下校の見守り活動の実施
- 保護者や地域住民の理解を得つつ、例えば開門は登校時間の直前とする など、朝の時間帯の学校の業務負担の軽減について検討

自治体での取組例

新潟県胎内市教育委員会

市内すべての小学校のそれぞれにおいて、防犯ボランティア組織が結成され、登下校時の見守り活動を実施している。防犯ボランティア組織の定着及び持続可能な活動の実現に向けて、様々な機関が連携し、地域一体となって支える「胎内市子どもを見守りタイ」では、年1回の総会を開催し、情報共有や功労者表彰、事例発表会、講習会等を開催している。

埼玉県嵐山町教育委員会

スクールガード・リーダーだけでなく、町内行政区(町内会)、PTA、ボランティア団体、交通指導員、行政職員等による見守り活動が行われている。日ごろからのコミュニケーションにより見守り活動者同士の横の連携も自然と構築され、登校時に児童への付き添いを実施しているが、行政区をまたぐ際に、次の行政区の見守り活動者へバトンタッチするなど、役割分担を明確にし、登下校時の空白地帯の減少や、活動負担の軽減を実現している。

(2) 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況は年々微増しており、約60%弱の教師も「削減すべきで削減可能」と回答していることから、夕方に教師の裁量ある時間を確保するためにも、引き続き「学校以外が担うべき業務」として、地方公共団体や保護者、地域住民などとの連携・協働を進めるべきではないか。
- ●一方、「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由が保護者の理解が必要となるためであることに鑑みると、引き続き「学校以外が担うべき業務」として、地域と学校が一体となって保護者理解を得た上で、中心となって担う主体を警察や地域ボランティア等、学校・教師以外の主体に移行していくべきではないか。



考えられる対応策の例(案)

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信(参考:令和5年8月29日に文部科学大臣メッセージを発出)(再掲)
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進(再掲)
- 児童生徒の補導時等の一義的な責任は保護者にあることを踏まえた対応について、 警察庁等の関係省庁に対する要請(参考:文部科学省から警察庁に対して令和 5年9月7日付け事務連絡にて要請)

【都道府県教育委員会】

○ 文部科学省から警察庁への要請を踏まえ、教育委員会から都道府県警察へ要請

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

- 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議において自治体が 積極的に取り扱うべき協議・調整事項として例示することも視野に入れながら、首長部 局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信
- 学校における放課後から夜間の留守番電話の設置の支援

<u>【学校】</u>

- 国及び服務監督教育委員会のメッセージを踏まえ、地域や保護者と対話し、理解増 進を図るとともに、協力について協議(再掲)
- 学校運営協議会等での協議等を踏まえた、地域学校協働活動の一環としての見回り等の実施
- 放課後から夜間の留守番電話の設置

自治体での取組例

福岡県春日市立春日西中学校

小中学校、PTA、自治会、警察機関等で、生徒指導上の課題等について課題を共有し、その解決に向けた協働による支援を充実。

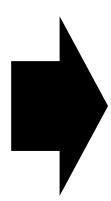
神奈川県横浜市教育委員会

横浜市教育委員会では、「生徒指導専任教諭」と呼ばれる学級担任をせず、児童生徒の支援や指導を専任する教諭を配置。生徒指導上の課題について未然防止、早期発見、課題発見後の対応において中心的な役割を担っている。地区ごとに教育委員会事務局や警察、児童相談所等と毎月1度集まって、気になる児童生徒の情報共有を図るなど外部機関との連携も積極的に図っている。

(3) 学校徴収金の徴収・管理

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況は年々向上しており、約65%の教員も「削減すべきで削減可能」と回答しているが、教員勤務実態調査の意識に係る回答では、負担感が強い一方でやりがいや重要性は高くないという結果も出ている。
- ●「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由は、慣行を見直しづらいや学校文化のほか、保護者理解であるが、先進的な地方公共団体では、未納者への督促を含め、徴収・管理を地方公共団体の職員の業務とすることで、学校の負担軽減を図っている例もあることを踏まえれば、引き続き「学校以外が担うべき業務」として、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、積極的に各教育委員会の事務として取り扱うことや、仮に学校現場において教師が担っている場合には、校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示した標準職務例通知(※)等を踏まえ、事務職員が一括して管理する等の方法により、教師が関与することがない仕組みを構築する等の取組を進めるべきではないか。
- ※事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)(令和2年7月)



考えられる対応策の例(案)

(国)

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信(参考:令和5年8月29日に文部科学大臣メッセージを発出)(再掲)
- 給食費の公会計化等の実施状況について調査し、公会計化等の導入を予定していない自治体名を公表するとともに(参考:令和5年8月31日付け初等中等教育局長通知にて公表)、導入予定ではない自治体に対して都道府県を通じて働きかけを実施

【都道府県教育委員会】

- 校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示した標準職務例通知 (※) 等を踏まえ、学校 事務職員が適切に学校徴収金の徴収・管理等の業務を担うための管理職及び事務職員を対象と した研修を実施
- ※事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)(令和2年7月)

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

○ 給食費の公会計化等を未実施の教育委員会において、改めて公会計化等を検討

【学校】

- 国及び服務監督教育委員会のメッセージを踏まえ、地域や保護者と対話し、理解増進を図るととも に、協力について協議(再掲)
- 文科省通知 (***) を踏まえ、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、積極的に各教育委員会の事務として取り扱うことを推進。加えて、学校現場において教師が担っている場合には、事務職員が一括して管理する等の方法により、教師が関与することがない仕組みを構築する等の取組を推進
- ※※令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革 のための取組状況調査結果等に係る留意事項について(通知)(令和4年1月28日付け3文科初第1889号初等中等教育局長通知)」の補足 事項について(通知)(令和5年2月)

自治体での取組例

鳥取県鳥取市教育委員会

平成29年度の夏から、学校給食費、指定補助教材費、日本スポーツ振興センター災害共済掛金の公会計化に向け、保護者説明会の実施や各種申込書の準備を進め、平成30年度より公会計化を実施している。市内同一システムの利用による事務処理の負担軽減や、教師が従来行っていた徴収・管理業務の削減をすることができた。また、公会計科目の未納への対応や、振替ができない家庭への連絡は、市教育委員会が電話連絡等を行い、学校の負担軽減を図っている。

熊本県南関町教育委員会

学校徴収金の処理について、現金徴収から口座振替へ変更するとともに、 複数校の事務を拠点の中学校(事務センター)に集まって一括処理する ことで、教師・事務職員の業務改善を実現している。各校の事務職員が連 携して処理を行うことで、単独で行うよりもミスが起こりにくくなり、効率化され るとともに、教師にとって学校徴収金に関する業務が大幅に削減され、学校 全体の業務負担の軽減につながっている。

(4) 地域ボランティアとの連絡調整

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況は年々向上しているが、「削減すべきで削減可能」との回答が小学校で約40%、中学校で約50%と、更なる取組の余地が大きいと考えられる。
- ●「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由が、地域の理解が必要となるためであることを踏まえ、学校運営協議会も活用しながら、引き続き「学校以外が担うべき業務」として地域・保護者への一層の理解増進を進めていくべきではないか。
- ●また、人材等の追加的な協力が必要との回答も多いことから、地域学校協働活動推進員等の配置を一層促進していくべきではないか。



考えられる対応策の例(案)

(国)

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信(参考:令和5年8月29日に文部 科学大臣メッセージを発出)(再掲)
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進(再掲)
- 地域学校協働活動推進員等の一層の配置促進、常駐的活動の支援

【都道府県教育委員会】

- 学校運営協議会等を活用した地域の理解促進のための取組を推進
- 市区町村教育委員会や学校に助言・支援を行う伴走支援体制の構築

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

- 学校運営協議会等を活用した地域の理解促進のための取組を推進(再掲)
- 地域学校協働活動推進員等の人材確保・配置、役割の明確化を推進
- 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議において自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として例示することも視野に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信(再掲)

【学校】

自治体での取組例

島根県雲南市立木次中学校

中学校区で1つのコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を立ち上げ、学校の働き方改革や教師との信頼関係構築には、学校と地域が日常的に関わることが必要という意見を受け、地域学校協働活動推進員が学校に常駐。地域との連絡調整を地域学校協働活動推進員が担うことで、授業づくりや生徒に向き合える時間が増え、教師の心理的な負担軽減になっている。

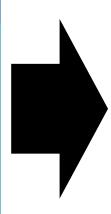
東京都三鷹市三鷹中央学園

小中一貫の学校運営を行うために、コミュニティ・スクールを中心とした地域と協働した学校運営を実施。学校の役割が明確になり、それを踏まえて家庭や地域に対して、必要な支援を働きかけられるようになるとともに、熟議を通して地域の行事を見直すきっかけにもなった。

(5)調査・統計等への回答等

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況は年々向上しており、「削減すべきで削減可能」との回答が小中ともに約70%であること、加えて教員勤務実態調査の意識に係る回答では、負担感が強い一方でやりがいや重要性は高くないという結果も出ていることを踏まえ、引き続き「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」として、これまで以上に調査・統計等の内容や調査方法の見直しや精選を進めるべきではないか。
- ●「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由が慣行を見直しづらいや学校文化であることを踏まえ、これまで以上に、国、教育委員会が明確なメッセージを出しながら、学校長のリーダーシップ等により、事務職員等を中心とした体制に移行していくべきではないか。



考えられる対応策の例(案)

(国)

- 教育委員会や学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや精選を引き続き強力に推進するとともに、毎年実施している調査数等の公表を継続実施(参考:令和6年3月29日に事務連絡を発出)
- 調査のオンライン化やヘルプデスクの設置等の回答者の負担削減のための取組を引き続き推進
- 学校等への一律の依頼や配布を控えることも各教育委員会の判断で可能とする旨の留意事項を付すなど、学校の負担軽減を推進

【都道府県教育委員会】

- 都道府県教育委員会が独自に教育委員会や学校等を対象に実施する調査の内容の見直しを引き続き強力に推進するとともに、調査数等についても把握・精選
- 校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示した標準職務例通知(※)等を踏まえ、学校 事務職員が適切に調査・統計等の業務を担うための研修を実施
- ※事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)(令和2年7月)

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

○ 服務監督教育委員会が独自に学校等を対象に実施する調査の内容の見直しを引き続き強力に推進するとともに、調査数等についても把握・精選

【学校】

- 調査・統計等への回答は、原則として学校事務職員が対応するマネジメントを徹底するとともに、教員でなければ回答できない内容の調査への回答に当たっては、その他の業務負担等を配慮しながら、担当を決めるなど、業務の平準化を意識
- 公的な機関の業務上の必要性に基づく調査と、それ以外の任意の調査についてを精査し、任意調査については、学校にとって有益なフィードバックが期待されないような場合は回答を控えるなど、調査・統計等への業務を縮減

自治体での取組例

東京都調布市教育委員会

教師や副校長を支援する人員(スクール・サポート・スタッフや副校長補佐)を配置することで、これまで教師が担っていた、学習プリント等の印刷・配付準備、教職員の服務管理等の一部の補助に加え、行政機関からの調査対応についても、代理入力や取りまとめといった業務を任せることができるようになり、教師の負担軽減につながっている。

神奈川県横浜市教育委員会

学校宛ての調査や通知について、発出前に留意すべき「チェックリスト」を作成し、教育委員会内で共有することで、学校の負担軽減に取り組んでいる。また、年間に発出される通知や調査・依頼の件数を把握し、前年度と比較しながら、件数を課ごと、月ごとに見える化することで、通知や調査・依頼の削減や統合、縮小、発信時期の変更等にも取り組んでいる。

(6)児童生徒の休み時間における対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

●取組状況は低い水準にとどまっている状況ではあるが、引き続き「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」として、地域ボランティアの活用のみならず、教員業務支援員の活用や教師同士の輪番制の導入等を通じて、教師の裁量ある時間を少しでも確保できるようにすべきではないか。



考えられる対応策の例(案)

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信(参考:令和5年8月29日 に文部科学大臣メッセージを発出)(再掲)
- 教員業務支援員の配置拡充

【都道府県教育委員会】

○ 必要に応じて、服務監督教育委員会等に対して支援(再掲)

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

- 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議において 自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として例示することも視野 に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発 信(再掲)
- 教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの確保(再掲)

【学校】

○ 教師の裁量ある時間や適正な休憩時間を確保するための教員業務支援 員の活用や、休み時間対応の輪番制の検討

自治体での取組例

岐阜県岐阜市教育委員会

市内の一部学校において、スーパーシニアと呼ばれる方が学校の教育活動の支援の一環として、昼休みの図書館での読み聞かせや給食配膳等の支援などを実施。

山口県宇部市立岬小学校

子供たちが安心して安全に学校生活を過ごすことができるよう、地域の方から「学校支援ボランティア」を募集。

趣旨に賛同した地域の方や団体が入れ替わりで来校し、「遊び見守り隊!」として、昼休み等に運動場や体育館等で遊ぶ様子について、複数の目での見守り活動を実施。

(7) 校内清掃

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況は低い水準にとどまっている状況だが、引き続き「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」として、教師が行う清掃は、授業等の業務に付随して行う日常的な環境の維持または改善のための清掃の範囲にとどめ、その他の環境衛生活動については、地域ボランティアの参画や民間委託等も進めていくべきではないか。
- ●また、授業等の業務に付随して行う日常的な環境の維持または 改善のための清掃についても、すべての教師が毎日行うのではな く、輪番制の導入や教員業務支援員の活用等により、教師の負 担を軽減する取組を促進すべきではないか。



考えられる対応策の例(案)

【国】

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進(再掲)
- 日常的な環境衛生の維持または改善のための活動以外の清掃について、 地域や民間委託等を実施している先行事例について発信

【都道府県教育委員会】

○ 必要に応じて、服務監督教育委員会等に対して支援(再掲)

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

○ 日常的な環境衛生の維持または改善のための活動以外の清掃について、 民間委託等を実施することを促進

【学校】

- 日常的な環境衛生の維持または改善のための活動以外の清掃について、 地域ボランティアの参画や民間委託等を実施することで教師の負担軽減を 図ることができないか検討
- 学校運営協議会等での協議等踏まえた、地域学校協働活動の一環としての環境衛生活動等の実施
- 教師の裁量ある時間や適正な休憩時間を確保するための清掃指導の輪番制や教員業務支援員の活用等の検討
- 清掃を隔日で実施する等の日課表の見直し

自治体での取組例

茨城県笠間市立笠間中学校

昼休みの後に清掃の時間を毎日設けていたが、日課表を見直し、昼休みだけの日と清掃だけの日を交互に設定することで、生徒の下校時刻を30分繰り上げることができた。それにより、放課後の時間を生み出すことができ、教師の退勤時間の早期化につながっている。令和5年度は、月曜日・木曜日を清掃だけの日、火曜日・水曜日・金曜日が昼休みだけの日と設定し取り組んだ。

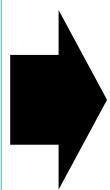
神奈川県横浜市教育委員会

教育委員会による働き方改革の施策の一つとして、業務のアウトソーシングを積極的に推進している。教職員が行っていたプール清掃業務を希望する全学校で民間事業者や障害者就労施設に外部委託し、負担軽減を図ることで、教職員が本来行うべき業務に時間を使えるようにしているほか、校内清掃などの軽作業を障害者就労施設に外部委託する事業にも取り組んでいる。

(8) 部活動

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●都道府県及び指定都市においては部活動指導員をはじめとした 外部人材の参画はほぼ100%となっているほか、市区町村の数値 も年々向上している。
- ●教員勤務実態調査の結果では、中学校教員の土日の勤務時間が顕著に減少していることや、部活動の週平均活動日数が大きく減少していること等から、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)」をはじめとした取組が効果的だったことが示唆される。
- ●一方、「削減すべきだが削減は難しい」との回答の方が多く、特定の理由に回答が集中するというより、慣行・文化、地域・保護者・生徒の理解、追加的な人材等がまんべんなく理由とされている。
- ●これらを踏まえ、部活動については、引き続き「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」として、地域連携・地域クラブ活動への移行に向けて改革推進期間の取組を着実に進めていくことに加えて、教師以外の担い手となる部活動指導員についてはその配置を拡充すべきではないか。



考えられる対応策の例(案)

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信(参考:令和5年8月29日に文部科学大臣メッセージを発出)(再掲)や、優良事例の普及、広報活動
- 令和5年度~7年度までの改革推進期間内の休日の部活動の地域連携・地域移行に係る取組を引き続き強力に推進(部活動指導員の配置拡充含む)

【都道府県教育委員会】

○ 首長部局や教育委員会、学校、保護者、団体等の関係者からなる協議会など、 関係者間の連携体制を構築し、新たなスポーツ・文化芸術環境について検討し、実施。また、方針の策定や周知に取組み、改革推進期間内の取組を引き続き強力に 推進

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

○ 国のガイドラインや県の方針等を踏まえ、関係者間の連携体制を構築し、新たなスポーツ・文化芸術環境について検討し、実施。また、方針の策定や周知に取組み、改革推進期間内の取組を引き続き強力に推進

【学校】

○ 部活動の適切な運営のための体制を整備するほか、部活動改革の取組への協力・ 協働

自治体での取組例

長崎県長与町教育委員会(運動部活動)

令和3・4・5年度に、運動部活動の地域移行に向けた実践研究や実証事業を実施し取組を推進。休日の運動部活動の地域移行の課題等について検討委員会を開催し、長与町運動部活動地域移行推進計画を策定。令和4年度末までに2種目を地域の活動に移行。令和5年4月から休日の運動部活動(12種目)を全て廃止し、地域スポーツ活動に移行。令和4年度の実践研究事業では、顧問を務めていた教員6名の月別超過勤務時間が、平均して71.5時間から38.5時間へと大幅に減少した。

兵庫県教育委員会、加古川市教育委員会、淡路市教育委員会(文化部活動)

令和4年度、加古川市において地域部活動推進事業を実施。前年度に同事業を実施した淡路市とも連携し、部数の多い吹奏楽部を中心に休日の部活動の地域移行を推進するため、「教員の働き方改革」、「地域指導者の確保」、「教員以外による大会等への引率」などの課題について、市内中学校を拠点校とし、地域指導者による単独指導や大会等の引率について実践研究により検証。2年間の研究成果を「持続可能な文化部活動の実施に向けて」としてリーフレットにまとめて、周知した。

令和5年度においても引き続き、県内4市町を中心に地域移行に向けた取組を推進した。

(9)給食時の対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況は、いずれもほぼ横ばいであり、「削減すべきだが削減は難しい」と考える教師が約60%程度となっている。
- ●引き続き「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、給食の準備や片付け等の給食指導時に学級担任の業務支援のために、地域ボランティア等の人材を活用するなど、教師一人ひとりの負担を軽減していくべきではないか。



考えられる対応策の例(案)

【国】

- 標準職務例通知(※)等を通じて、栄養教諭等との連携を周知
- (※)養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について(通知)(令和5年7月)

【都道府県教育委員会】

- 国の標準職務例通知(※)等を周知
- (※)養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について(通知)(令和5年7月)

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

○ 栄養教諭の標準職務を明確化し、適切な校務分掌を定める

【学校】

○地域ボランティア等の活用を検討

自治体での取組例

佐賀県玄海町教育委員会

退職教員や支援員を町費で雇い、小学校低学年などの給食時において特に指導が必要な児童生徒に対して、配膳や片付け等の手伝いを行っており、学級担任の業務の負担軽減につながっている。

栃木県栃木市教育委員会

栄養教諭が給食時間に教室を訪問し、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、食事の受け渡し、食事内容や喫食状況の確認、相談指導を行っている。給食時の対応のうち、個別に支援が必要な児童生徒への対応を栄養教諭が行うことで、業務の軽減につながっている。

(10)授業準備

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況は少しずつ向上している。また、意識調査では、負担感が強いものの、やりがいや重要性は高いという結果も出ている。
- ●授業準備は、教師でなければできないものであり、授業の質に直結する重要な業務である。これまで以上に教師がその内容に集中できるよう、文科省通知(※)等を踏まえ、例えばプリントの印刷や掲示準備等については教員業務支援員との連携を強化すること等を通じて、教師が準備そのものに集中できる環境を整備すべきではないか。
- ※学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知) (令和3年8月)
- ●さらに、学校DXの推進により、効果的・効率 的な授業準備が行えるようになった面があること を踏まえ、引き続きICT活用は推進していくとと もに、限られた時間の中でも質の高い授業準 備ができるよう、意識改革を図っていくべきでは ないか。
- ●標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校(※※)については、対応を早急に検討し、改める必要があるのではないか。
- ※※標準授業時数1015単位時間に対して、約4割の学校(小5、中2)が1086単位時間以上(平成31年の学校における働き方改革に関する答申において標準授業時数を大きく上回った授業時数と指摘)を計画。(出典:令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査調査結果)

考えられる対応策の例(案)

【国】

- 教員業務支援員や情報通信技術支援員の配置拡充
- 学校DXの一層の推進(デジタル教科書の導入推進を含む)

【都道府県教育委員会】

- 〇 昨年12月に策定した「教員業務支援員との協働の手引き」等を踏まえ、教員業務支援員の効果的な活用について学校管理職等への研修等を実施
- 新任教員や若手教師をはじめとする教員に対するオンデマンド型などによる効率的・効果的な研修の推進や、指導主事の派遣による校内研修のサポートなど授業準備に係る支援

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

- 教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの確保(再掲)
- 新任教員や若手教師をはじめとする教員に対するオンデマンド型などによる効率的・効果的な研修の推進や、指導主事の派遣による校内研修のサポートなどの授業準備の支援(再掲)
- 例えば採択した教科書に準拠した指導案の提供や指導計画の作成に係る研修の適切な実施など、授業準備を効果的・効率的に行うために必要な措置

【学校】

○ ICT活用推進による指導案作成の効率化や教材研究・教材作成の効率化の推進

授業準備と密接に関わる総授業時数についても、以下のような取組を行う

【国】

- すべての学校に対し、以下の点から各学校の総授業時数等について点検した上で、令和6年度以降の教育課程の編成に臨むよう求める (点検の観点の例)
 - ・児童生徒の学習状況や教職員の勤務の状況
 - ・当該校における近年の休校や学級閉鎖等の状況
 - ・教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫ができないかどうか
 - 例①実際の年間授業週数を踏まえた週当たりコマ数の適切な設定(例えば小5で28コマ)
 - 例②総授業時数を確保した上での1コマ40分による時間割編成

- ・指導体制の見直し・改善が可能かどうか
- 特に、標準授業時数を大幅に上回って(年間1086単位時間以上)いると認められる教育課程を編成している学校については、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画となるよう教育委員会や学校に求める
- 持ちコマ数の軽減にも資する小学校高学年における教科担任制推進のための加配定数の改善

【都道府県教育委員会】

- 小学校高学年における教科担任制推進のための加配定数も活用した指導体制の確保(指定都市教育委員会も含む)
- 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施が各学校において推進されるよう、例で示した観点からの点検を促進するとともに国が示した工夫例を参考に、域内の教育委員会における時間割編成等の工夫が図られるよう指導・助言

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

- 所管の学校の教育課程の編成・実施状況を確認し、標準授業時数を大幅に上回って(年間1086単位時間以上)いると認められる教育課程を編成している学校があった場合には、文科省事務連絡(※※※)等の趣旨等を踏まえ、改善するよう指導・助言
- ※※※「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について(周知)(事務連絡)(令和5年4月)
- 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施が各学校において推進されるよう、例で示した観点からの点検を促進するとともに国が示した工夫例を参考に、域内の学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言

【学校】

- 例で示した観点から授業時数について点検し、教育課程の編成に臨む
- 標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している場合には、見直すことを前提に点検を行い、指導体制の充実や教育課程の編成の工夫等により、指導体制に見合った計画とする

自治体での取組例

愛知県春日井市教育委員会

授業研究会においてクラウドを活用し、指導案作成の効率化を実施。プレゼンテーションソフト等をクラウド上で共有、共同編集し、参会者の意見を集約することで、それぞれの意見の共有にかかっていた時間を短縮している。

鹿児島県鹿児島市教育委員会

教育委員会と所管の学校同士や、教師同士、または教師と指導主事がつながり、情報 交換できるオンライン上のプラットフォームを構築し、どの学校でも使われるファイルや資料な どを共有することで、指導案等を作成する時間を短縮できる。

静岡県静岡市教育委員会

家庭学習カードをクラウド上で共有できるようオンライン化を実施。児童生徒が入力した内容は、すぐに共有され、教師も確認することができる。提出物の整理、内容の確認のための時間と手間を省くことができる。

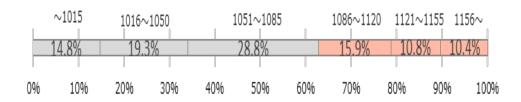
富山県高岡市教育委員会

まとめの段階のノートをデジタル化し、クラウド上で教師と児童生徒が共有することで、即時のフィードバックが可能となる。

(参考1)公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査結果より ※平成30年度及び令和4年度

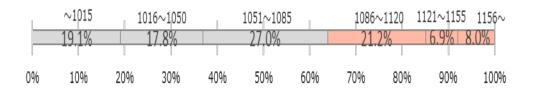
小5(1単位時間45分)

| 小学校 | 令和4年度計画 | (参考)平成30年度計画 |
|------|---------------|--------------|
| 第5学年 | 1078.3 (1015) | 1061.0 (995) |



中2(1単位時間50分)

| 中学校 第2学年 | 令和4年度計画 | (参考)平成30年度計画 |
|----------|---------------|---------------|
| | 1073.9 (1015) | 1073.9 (1015) |



(参考2)教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫例

- 〇小学校高学年の教育課程の編成にあたり、実際に年間35週以上、授業を実施している現状があるため、週当たりの授業時数を29単位時間※に捉われず編成しても、週当たり授業時数の適切な配当と年間の標準授業時数の確保との両立を図ることができている。 ※1015単位時間÷35週で29単位時間となる。(小学校等における取組)
- 〇小学校高学年の教育課程の編成にあたり、1単位時間45分ではなく、例えば、1単位時間40分として年間の標準授業時数について計算し直した上で、年間の授業日数に応じて 時間割を編成することで、週当たり授業時数の適切な配当と年間の標準授業時数の確保との両立を図っている。(小学校等における取組)
- 〇次年度の教育課程の編成の計画に生かすことができるよう、学期ごと、月ごとに年間指導計画の進捗状況と授業時数の運用状況を適切に把握することで、今年度の実績を次年度 の年間指導計画において配当する授業時数の見直しにつなげている。 (小・中学校等における取組)
- 〇保護者をはじめ地域住民に対し、各学校のウェブサイトなどにおいて、年間指導計画、その実施状況等について常に情報共有し理解促進を図る中で、例えば、順調に学習が進んでいる場合には、3学期において授業時数の配当を見直すなど柔軟な運用を行っている。(小・中学校等における取組)
- ○教育委員会が所管の小中学校の学校訪問を行う機会などを活用し、今後の教育課程の編成・実施に際して、児童生徒の学習の進捗状況と授業時数の実績を踏まえ、授業時数の配当の見直しができるよう、教育委員会が支援・後押しを行っている。 (教育委員会における取組)

(出典)「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」の結果について(周知)(令和5年4月21日付け事務連絡)【別紙】

(11) 学習評価や成績処理

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況は、政令市は伸びが見られるものの、都道府 県及び市区町村は低い水準にとどまっている。
- ●「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由が慣行を 見直しづらい等の学校文化であることを踏まえ、引き続き 「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、これ まで以上に、国、教育委員会が明確なメッセージを出しな がら、学校長のリーダーシップ等により、教員業務支援員 をはじめとした支援スタッフやICTの活用を大胆に進めてい くべきではないか。



考えられる対応策の例(案)

【国】

- 教員業務支援員や情報通信技術支援員の配置拡充(再掲)
- ○学校DXの一層の推進(再掲)

【都道府県教育委員会】

○昨年12月に策定した「教員業務支援員との協働の手引き」等を踏まえ、教員業務 支援員の効果的な活用について学校管理職等への研修等を実施(再掲)

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

- ○教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの確保(再掲)
- ○採点ソフトや校務支援システム等について教師の業務負担の軽減につながる活用 に向けた支援

【学校】

○文科省通知(※)等を踏まえ、採点業務の補助については教員業務支援員等と 積極的に連携するほか、採点ソフトや校務支援システム等のICTツールを一層活用 ※学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)(令和3年8月)

自治体での取組例

東京都江戸川区教育委員会

教員業務支援員の業務内容を有効にマネジメントできるよう、学校や教員 業務支援員向けに業務内容等を整理した「業務の手引き」を作成し、採 点業務の補助(簡易的な丸付け、採点)や、成績管理のための代理入 力等を教員業務支援員に担ってもらえるよう周知をしている。各学校でも、 教員業務支援員に採点業務の補助に入っていただくことで、教師との役割 分担がうまく行われ、負担軽減につながっている。

宮城県塩竈市立杉の入小学校

端末でAIドリルを活用して習熟に係る問題演習等を実施することで、自動採点までを効率的に行うことができ、それまで手作業で実施していた採点等の時間を削減、短縮することができた。また、児童一人一人の進捗状況等を適切に把握し、それぞれに合った助言等を有効に実施することができ、教師の負担軽減と児童の学びの質の向上につながっている。

(12) 学校行事の準備・運営

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況は少しずつ向上していることに加え、行事の精選等については、前向きな回答も多い。教員勤務実態調査の意識に係る回答では、負担感は高い一方で、やりがいや重要性も高いとの回答が見られた。
- ●新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後は、これまで制限されてきた学校における教育活動の再開が検討されることとなるが、その際には、コロナ禍に行われた活動の工夫や見直しの内容、令和4年の文科省通知(※)における行事の精選や見直し等についての趣旨も踏まえ、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの教育的意義を改めて捉え直したうえで、真に必要な活動を中心にその在り方を検討していくことが必要ではないか。

※令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について(通知) (令和4年1月)



考えられる対応策の例(案)

(国)

○ 地域や保護者への明確なメッセージの発信(参考:令和5年8月29日に文部科学大臣メッセージを発出) (再掲)

【都道府県教育委員会】

○ 昨年12月に策定した「教員業務支援員との協働の手引き」等を踏まえ、教員業務支援 員の効果的な活用について学校管理職等への研修等を実施(再掲)

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

- 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議の協議事項とすることも 視野に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信(再 掲)
- 文科省事務連絡(※)等を踏まえ、所管の学校において、単にコロナ禍以前の姿に戻らずに、行事の在り方が検討されるよう、指導・助言及び学校の取組を支援
- (※) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について(事務連絡)(令和5年4月)

【学校】

- 文科省事務連絡(※)等を踏まえ、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの 教育的意義を改めて捉え直したうえで、真に必要な活動を中心にその在り方を検討、実施
- 行事の準備に当たっては、文科省通知等を踏まえ、教員業務支援員等と連携するマネジメントを徹底し、教師の負担を軽減

自治体での取組例

能本県熊本市教育委員会

運動会について、開会式を簡素化したり全体行進を省略したりすることで、 全体での練習時間を減らした。また、音楽会の楽曲を教科書や学習内容 に沿ったものから選ぶことで負担軽減につなげた。

兵庫県小野市教育委員会

入学式・卒業式について、厳粛かつ清新な雰囲気の中、新しい生活への動機付け等の本来の目的を大切にしながら、教育委員会告辞を廃止するなど、慣例的・形式的な要素を見直した。これにより練習時間や式典時間の短縮、準備に関する業務の縮減へとつながっている。

(13) 進路指導

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況は、高等学校を所管する都道府県で他よりも高い水準にあるものの、その他はほぼ横ばいであり、削減に関しても難しいと考える教師が半分以上となっている。
- 進路指導は、生徒の個人情報や成績などの機微な情報を扱い、特に担任の教師でなければできない業務が多くあるが、引き続き「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、進学先や就職先の情報収集や整理等は事務職員や支援スタッフとの連携により教師の負担軽減を図っていくべきではないか。



考えられる対応策の例(案)

【国】

○ 教員業務支援員等の支援スタッフの配置拡充

【都道府県教育委員会】

○ 進学や就職の際に作成する書類について、校務支援システムの導入や様式の簡素化、統一化の推進

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

- 進学や就職の際に作成する書類について、校務支援システムの導入や様式の簡素化、統一化の推進(再掲)
- 教員業務支援員等の支援スタッフの確保

【学校】

○進路希望調査のWEBアンケート化や支援スタッフによる進路指導の補助

自治体での取組例

鳥取県教育委員会

就職希望者に対する面接指導、授業・ホームルーム活動等での進路指導における教師の補助、進路相談における教師の補助、新しい進路指導プログラムの作成補助など、進路指導を支援するスタッフの配置を行っている。

富山県教育委員会

特別支援学校高等部に在籍する生徒の就労による自立と社会参加に向け、特別支援学校・企業・家庭・教育委員会が一体となって、更なる就労支援の連携体制づくりを推進するため、特別支援学校就労応援コーディネーターの配置支援を行っている。「生徒と企業のマッチング」、「教師や生徒、保護者への企業情報の提供」等を行い、教師の進路指導における負担軽減を図っている。

(14) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- ●取組状況からは、ほぼすべての地方公共団体において専門的な人材等の参画が図られている状況がわかる一方で、「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由は保護者理解が約6割と最も高いことから、引き続き国や教育委員会による明確なメッセージが求められるのではないか。
- ●引き続き「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、教師以外の対応の担い手となる支援スタッフについて配置の拡充を図っていくべきではないか。
- ●特に、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応については、学校・教師を守るという観点に加え、子供の安全・安心な学びの確保や保護者の相談支援という観点からも、教育委員会等の行政による支援体制の構築を検討する必要があるのではないか。



考えられる対応策の例(案)

【国】

- 地域や保護者への明確なメッセージの発信(参考:令和5年8月29日に文部科学大臣メッセージを発出) (再掲)
- SC、SSW、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、日本語指導支援員、スクールロイヤー等をはじめとした支援スタッフの配置支援の拡充
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい学校、保護者等間の事案について、 教育委員会等の行政による支援体制の構築を支援

【都道府県教育委員会】

- 支援スタッフの配置等について、市町村教育委員会を支援
- 支援スタッフの人材確保・効果的な配置方法の検討

【服務監督教育委員会(指定都市教育委員会含む)】

- 支援スタッフの人材確保・効果的な配置方法の検討(再掲)
- □ 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合教育会議において自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として例示することも視野に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信(再掲)
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校のみでは解決が難しい学校、保護者等間の事案について、 教育委員会等の行政による支援体制を構築

【学校】

○ 児童生徒への支援の充実につなげるための、支援スタッフの活用

自治体での取組例

新潟県新潟市教育委員会

「いじめ初期対応ガイドブック」を作成し、積極的ないじめの認知の周知徹底や、市民、保護者、教職員を対象とした「いじめ防止市民フォーラム」の開催、教職員のキャリアステージに応じた研修の設定、及び「いじめの程度表」の全教職員への配布といった教職員のいじめの認知の感度を上げるための取組の徹底を実施。

東京都教育委員会

東京都内の中学校約600校のうち、不登校児童生徒が多い75校に一名ずつの加配を配置している。加配教員の授業時間数は削減されており、不登校対策に力を入れることで他の教員の負担軽減につながっている。

埼玉県教育委員会 横浜市教育委員会 ほか

各教育委員会において様々な支援がなされており、例えば日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上いる学校に帰国・外国人児童生徒教育の担当教員や、日本語指導補助員や母語支援員等の外部人材の配置がされているほか、多言語翻訳アプリ等のICTが児童生徒や保護者等に対する教育や支援に活用されている。また、来日間もない日本語指導が必要な児童生徒や保護者を対象に、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等が行われている。

三重県桑名市教育委員会

学校に配置する医療的ケア看護職員のほかに、医療的ケアに対する具体的な指導助言を行う巡回指導看護師を教育委員会に配置するとともに、関係者の役割分担の整理等の環境整備を充実させることにより、教育と医療が連携して安心・安全な医療的ケアを行うことができるようになり、医療的ケアに対する教職員の不安が大きく改善し、負担感の軽減につながった。」

鳥取県鳥取市教育委員会

通常の学級に在籍している行動面に困難さのある児童に対して、特別支援教育支援員が本人の特性を踏まえて寄り添い、個別に学習活動の見通しの確認を行ったり声掛けをしたりし、落ち着いて教室で過ごすことができてきており、特別支援教育支援員の配置により、担任教員一人では対応が難しい授業中の個別的な支援が可能となっている。